

日本温泉科学会第35回大会

温泉行政について

環境庁自然保護局施設整備課

課長補佐 亀井正作 氏は、昭和22年8月に公認会計士として登録された。

本日は、本年で第35回を迎える、権威と歴史のある日本温泉科学大会が開催されることを心からお祝い申し上げる。また、本日お集りの皆様方には、日頃から温泉の保護、及び適正利用に関して種々御協力を戴き厚くお礼申し上げる。

さて、環境庁は、昭和46年7月に発足し、当時厚生省が所管していた温泉法を引き継ぎ現在に至っている。

温泉法は、温泉を保護し、その利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和23年に制定され34年を迎える。

御存知のとおり日本の温泉は我が國天与の資源として極めて重要なものであり、その活用如何によつては、国民の保健休養に大きな影響を及ぼすことになるが、都道府県の協力を得て、法の適正な運用を図つてゐるところである。

以下、温泉行政の当面の動向について述べることとする。

2. 温泉の現況と推移

昭和55年度末現在、全国の温泉地は2,053カ所、ゆう出している源泉数は19,506件である。これは10年前と比較して温泉地数で300カ所、源泉数で4,000件の増と確実に伸びている。

また、利用源泉について自噴泉と動力泉とを比較してみると、昭和41年までは、自噴泉が多かったが、42年以降は逆転し、動力泉は増加傾向、自噴泉は減少傾向にあり、昭和55年度末の動力泉は63.7%、自噴泉は36.3%となっている。

次に温泉については、42℃以上の高温泉は総源泉の数の増加という要素から、絶対数はほぼ横ばいが続いているものの全体に占める比率は、昭和42年以降低下する傾向にある。(55年度末62.5%)

また、湧出量は、源泉数の増加に伴って全体的には増加しているが、1源泉当たりの平均湧出量はやや減少傾向にある。

温泉の年間宿泊利用数は、昭和48年の1億2,100人をピークにその後は経済状勢を反映し、減少傾向にあり、55年度末現在で、1億700万人となっている。しかし、国民平均になると年に1

回は温泉を利用したこととなり、このことは温泉が国民生活と極めて密接な関係にあり、今後の高齢化社会の進行、都市化の進展等により、温泉は健全な保健休養の場として益々重要な役割を期待されている。

寅 藤 開 公

4. 温泉法に基づく行政処分の動向

温泉法は、温泉源の保護のため温泉を掘さくしようとするとき（3条）又は増堀及び動力装置を設置しようとするとき（8条）は、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定している。また温泉の適正利用のため温泉を不特定多数の飲用又は浴用に供しようとするときは、都道府県知事の許可を必要とする（12条）。

なお、昭和55年度の許可件数は次のとおりである。

新規掘さく (3条)	増 堀 (8条)	動 力 装 置 (8条)	飲 用 許 可 (12条)	浴 用 許 可 (12条)
657	73	398	162	1,614

5. 国民保養温泉地制度

温泉の公共的利用の増進を図るため環境庁官は温泉法第14条に基づき、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができるが、指定された国民保養温泉地は昭和29年から現在に至るまで69カ所である。

指定の条件としては①温泉に関する条件として泉効が顕著であること・湧出量が豊富であること・利用上適当な温度を有すること・②環境に関する条件として附近一帯の景観が佳良であること・環境衛生条件が良好であること・温泉気候学的に休養地に適していること・医療施設及び休養施設を有するか又は将来設置し得ること・交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性があること・災害に対して安全であること・顧問医が設置されること・などが上げられる。

また、昭和56年度からは、これら国民保養温泉地のうち特に保健的効能を積極的に活用した健全な温泉地（国民保養温泉地）を育成することを目的として施設整備の補助制度がある。特に中心になるのは温泉センター（クアハウス）で、医師、理学療法士等の指導のもとにリハビリテーション、カウンセリング等が可能となった。

6. 顧問医制度と温泉療法医制度

(1) 顧問医制度

国民保養温泉地は、温泉本来の効用を十分発揮させるような利用がなされる温泉地を育成する目的で制度化されたものであり、この趣旨からいえば全ての国民保養温泉地に温泉専門医が置かれることが理想であるが、わが国の温泉医療の現状及び温泉地の実態からみて困難な状況にある。そこで、市町村が顧問医を設置し、顧問医は適正な温泉利用が行われるよう市町村及び温泉利用施設管理者に医学的指導を行うとともに温泉利用施設の整備及び管理について医学的立場から必要な助言を行うこととされている。

（2）温泉療法医制度

(2) 温泉療法医制度

「温泉療法医」とは、日本温泉気候物理医学会が温泉専門医を認定するのではなく、一般医師に温泉医学の啓蒙をはかるとともに数多い温泉療養者に対する一応の療養指導を行い得る医師の育成を目的として認定している制度である。温泉療養医の認定を受けるためには、学会会員歴3年以上で温泉療法医教育研修会を修了する必要がある。このような温泉療法医が数多くなり、温泉地においてこのような医者の指導が受けられることを期待するものである。

7. 法第13条の運用について

法第13条の運用については、昭和29年及び42年の厚生省通知により行われてきたところであるが、その運用を改める必要があり、温泉利用各種標準検討会の中に禁忌適応症分科会（座長大島良雄、埼玉医科大学附属病院長）を設置して、その内容の検討を求め、5月25日に改正が行われた。

法第13条は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならないと規定しており、これに違反した者は罰則が適用される。

主な改正内容は

- ① 昭和53年改訂の鉱泉分析法指針による新泉質分類の区分・名称に整理した。
 - (例) 炭酸泉→二酸化炭素泉
 - 食塩泉→塩化物泉
 - 重曹泉→炭酸水素塩泉
- ② 疾病名の表現をできる限り平易な用語を使用した。
 - (例) リウマチ性疾患→筋肉痛、関節痛
 - 創傷→きりきず
 - 皮膚搔痒症、角化症 } →慢性皮膚病
 - 慢性湿疹等 }
- ③ 療養泉の浴用の一般的適応症を新たに定めた。
 - (例) 神経痛、筋肉痛、五十肩、疲労回復、健康増進等
- ④ 医師の指導に下に行われるべき疾病、療養を削除した。
 - (例) 心臓弁膜症、心筋障害、末梢循環障害、吸入療法、灌注療法
- ⑤ 医療機関における温泉治療においては、医師の指導の下に行われることから禁忌症、適応症の掲示対象外とした。
- ⑥ 適応症の掲示については、都道府県知事の判断に委ねたこと。

8. 地熱開発について

近年、石油代替エネルギーとしての地熱の開発が盛んとなり、現在運転中の7カ所、165,000KW、建設中の1カ所、50,000KW、合わせて8カ所、215,000KWである。

昭和57年4月発表された資源エネルギー庁、総合エネルギー調査会の長期エネルギー需給見通しによると、地熱発電は昭和65年度、300万KW、昭和75年度、800万KW程度となっている。この見通しから行けば、65年までに約14倍、75年までに約37倍の地熱開発が必要ということである。

一方最近の新聞情報によると、資源エネルギー庁においては、地熱開発促進法（仮称）が検討

されていることであり、温泉への影響が危惧される。温泉源の保護を所管している環境庁としては、地熱開発が既存温泉に与える影響については、従来から学者間においても意見の一致を見ていないようであり、非常に難しい問題であるが、地熱開発が既存の温泉に影響を与えることがあってはならないという基本的立場にたって、都道府県に対しては温泉審議会で十分審議し、慎重に対処するようお願いしている。

また、今年度当庁においては、研究機関に委託して地熱に関する外国文献の調査を中心に研究を実施しているところである。

アリーニ用語の柔軟化

9. 温泉関係功労者表彰について

温泉関係功労者表彰制度が本年5月に設けられ、毎年7月10日温泉法公布の日をもって環境庁長官の表彰が行われることとなった。今年は各分野から5名の方が表彰された。

表彰の対象は①多年にわたり温泉の保護及び適正利用に関し啓蒙普及活動を行い、顕著な功績があった者、②温泉の保護及び適正利用に関する学術研究に従事し、又は研究開発を行い、顕著な功績があった者、③温泉行政の推進に顕著な功績があった者、である。

被表彰者の推せんは、都道府県知事及び中央推せんとされている。関係者の皆様の一層の御協力をお願いする。

温泉関係功労者表彰（附）

泉林出雲・泉義貞

東京薬水薬業・泉喜重

泉林出雲・泉義貞

東京薬水薬業・泉喜重

泉林出雲・泉義貞

泉林出雲・泉義貞